

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年12月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

國民年金關係 1件

厚生年金保険關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000228 号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 2000027 号

第1 結論

昭和 56 年 * 月から昭和 61 年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 * 月から昭和 61 年 10 月まで

私は、昭和 56 年 * 月に就職した会社が厚生年金保険に加入していなかったため、自分で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと思う。特に、当時住んでいた A 市では、市役所から督促状のようなものが届き、B 出張所で間違いなく保険料を納付した。その後、はっきりと覚えていないが、A 市から C 市、C 市から D 市に住所を異動し、国民年金保険料を納付していたはずである。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 56 年 * 月に就職した会社が厚生年金保険に加入していなかったため、自分で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、請求期間当時、初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号が新規に付番される払出事務が行われていたところ、戸籍の附票によると、請求期間において、請求者は、A 市及び C 市に住所を異動していることが確認できることから、A 市と C 市に住民登録があった昭和 56 年 * 月から昭和 59 年 10 月までの期間について、社会保険オンラインシステムによる氏名検索、国民年金手帳記号番号払出簿による A 市及び C 市において払い出された国民年金手帳記号番号を全件調査したもの、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、その後、住所を D 市に異動した同年 10 月から昭和 61 年 10 月までの期間について、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索を行ったが、D 市においても請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者に係る国民年金の加入手続は行われておらず、請求期間は国民年金の未加入期間であったと考えられ、制度上、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者の所持する年金手帳には、請求者が初めて厚生年金保険に加入した昭和 61 年

11月1日の被保険者資格取得の際に払い出された厚生年金保険の記号番号が記載されているのみであり、国民年金の記号番号の記載がないことが確認できる。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するためには、A市において国民年金の加入手続を行い、C市及びD市においても国民年金の住所変更の手続を行う必要があるところ、請求者は、A市役所B出張所で督促された保険料を納付していたはずであるということ以外よく覚えていないとしており、請求期間が＊か月と長期間に渡り、複数回の手続を行う必要があった請求者に係る国民年金の加入手続等の記録が、複数の市において記録されなかつたとは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000174 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2000075 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 1 月 26 日から同年 7 月 1 日まで

平成 29 年 1 月 26 日に A 社に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が同年 7 月 1 日となっている。請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給料明細書、作業日報及び就業促進定着手当支給申請書、B 法律事務所から提出された請求者の給料明細書、請求者の雇用保険被保険者台帳全記録照会における再就職手当支給に係る就職日及び C 公共職業安定所 D 出張所の回答並びに E 銀行から提出された請求者の普通預金取引明細表より、請求期間において、請求者は A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記の給料明細書のうち平成 29 年 2 月分及び同年 3 月分の給料明細書によると、請求者の給与から厚生年金保険料の控除がないことが確認できる。

また、請求者は、請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、請求者及び上記の法律事務所は、既に提出した給料明細書以外の給料明細書を所持していないと回答しており、ほかに、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる資料がなく、事業主に対し複数回にわたり文書照会及び電話連絡を行ったものの事業主と連絡を取ることができないことから、請求期間に係る請求者の給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認することができない。

さらに、請求者は、雇用保険の被保険者資格を平成 29 年 4 月 1 日に取得し、同年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、請求期間当時、A 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、雇用保険の被保険者資格を取得してから数か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、当該同僚の一人は「最初に支払われた給

「給与から厚生年金保険料は控除されていない」「社会保険の加入はたしか1年ぐらい経過してからの事でした」と回答していることから、同社は、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

なお、請求者から提出された平成29年6月分の給料明細書及び請求者の普通預金取引明細表によると、平成29年7月25日に支払われた請求者の給与から標準報酬月額36万円に相当する厚生年金保険料が控除されている。これについて、i) 日本年金機構から提出された請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得年月日（平成29年7月1日）は同年7月5日に届け出られていること、ii) 同僚の給料明細書によると、当該同僚は被保険者資格を取得した月に支払われた給与から厚生年金保険料が控除されているものの、当該資格を取得した月の前月に支払われた給与から厚生年金保険料が控除されていないことから、A社は、請求者の厚生年金保険の被保険者資格年月日を同年7月5日に届け出て、同年7月25日に支払った請求者の給与から同年7月分の厚生年金保険料を控除したものと推認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。